

随意契約及び比較見積を徴収しない理由書

工事名：一級河川 神崎川 神崎大橋左岸外防潮鉄扉修繕工事（R5）

西大阪治水事務所の管理する神崎川筋に設置された防潮鉄扉は、台風等の高潮時に、堤内地へ浸水を防止するために、重要な役目を果たす施設であり、非常時に安全で確実な運転を行うためには、施設の機能維持を適正に行う必要がある。

本工事は腐食等老朽化している防潮鉄扉運転席入口蓋の取替等を行い、操作性向上を目的として軽量化等を図るものである。

本工事を施工するにあたっては、神崎川筋防潮鉄扉の構造および運転操作方法を熟知し、現場施設の状況に精通していることが必要であることから、現在点検整備業務を受注しているサノヤス・エンジニアリング株式会社以外にその能力を有するものがないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約するものとする。

なお、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積書を省略するものとする。